

虐待防止・身体拘束等適正化のための指針

第一章 目的

本マニュアルは、利用児童の尊厳を守り、安全で適正な支援を提供するため、身体拘束の適正化および虐待防止を一体的に推進することを目的とする。

第二章 基本方針

- ・身体拘束および虐待は原則禁止
- ・人権尊重
- ・未然防止・再発防止
- ・組織対応

第三章 定義

(1) 身体拘束

利用児童の行動を制限する行為

(例：身体の制止、行動制限など)

(2) 虐待

以下の行為を指す

- ・身体的虐待
- ・心理的虐待
- ・ネグレクト（放置）
- ・経済的虐待

※身体拘束は状況により虐待に該当する可能性がある

第四章 身体拘束の例外（三要件）

やむを得ず実施する場合は、以下のすべてを満たすこと

- ・切迫性（生命・身体の危険）
- ・非代替性（他の方法がない）
- ・一時性（最小限の時間）

第五章 未然防止の取り組み

- ☐ 環境調整（刺激の軽減など）
- ☐ 個別支援計画の工夫
- ☐ 職員配置の調整
- ☐ クールダウン支援

☐声掛け・予告

※拘束しないための支援を徹底すること

第六章 発生時の対応フロー

- ① 状況確認（危険性の判断）
- ② 代替手段の実施
- ③ やむを得ない場合のみ身体拘束
- ④ 常時観察・安全確保
- ⑤ 速やかに解除

第七章 記録と報告

- ☐身体拘束・虐待防止記録の作成
- ☐保護者への報告
- ☐管理者への報告
- ☐委員会への報告

記録内容

- ・日時、状況
- ・理由（三要件）
- ・対応内容
- ・評価、再発防止策

第八章 評価と再発防止

- ☐支援方法の見直し
- ☐個別支援計画の修正
- ☐環境調整
- ☐職員研修の実施

第九章 委員会の設置

（１）委員会

- ・虐待防止委員会
- ・身体拘束等適正化委員会（兼務可）

（２）実施内容

- ☐事例検討
- ☐再発防止策検討
- ☐研修企画

(3) 開催頻度

年一回以上（推奨：年二回以上）

第十章 職員研修

- ☐ 年一回以上実施
- ☐ 新任職員研修
- ☐ 事例検討

内容

- ・虐待の理解
- ・身体拘束の三要件
- ・対応技術

第十一章 保護者対応

- ☐ 契約時に説明
- ☐ 同意書の取得
- ☐ 発生時の報告

第十二章 責任体制

管理者：最終責任

児童発達支援管理責任者：支援管理・記録確認

職員：適切な支援の実施

第十三章 見直し

本マニュアルは、法令改正および運用状況に応じて適宜見直す。

〈附則〉

令和8年2月1日 策定



まるさんかくしかく ゼゼ

放課後等デイサービス